

[委員会からのお知らせ](#)

[第165回食品安全委員会議事概要](#)

平成18年10月26日(木) 14:00~14:55

議事概要:

(1)高市大臣挨拶

高市内閣府特命担当大臣(食品安全担当)より、初めての食品安全委員会出席に際し、挨拶があった。

「先生方こんにちは。9月26日に、食品安全担当大臣を拝命いたしました高市早苗でございます。

平成15年7月に食品安全基本法が施行され、食品安全委員会が発足してから約3年3ヶ月が経過しましたが、先生方には、国民の健康の保護を最優先に考えて頂き、これまで科学に基づく食品安全行政が着実に展開されてきたところと思います。心から先生方のご尽力に敬意を表し、また感謝致します。

国民にとって「食の安全」は最大の関心事だと言っても過言ではありません。私自身も、女性の会や教育者の関係の会などで、『食べ物の安全確保のため、どうかよろしく願います』とたくさんのお声を頂戴しております。この他、食品安全委員会におかれましては、まず科学に基づく食品安全行政を推進する上で最も重要な客観的かつ中立公正なリスク評価を実施し、それから食品の安全性に関する国内外の情報の収集・整理をしっかりと頂き、重大な食品事故等の緊急時において的確な対応を行って頂きますこと、また、ぜひとも先生方から正確でわかりやすい情報を発信すること、さらには、消費者など関係者との情報・意見交換にお取り組みいただくことなど、それぞれご専門の先生方でございますので大いにご期待申し上げます。

これからどうぞよろしく願います。ありがとうございます。」

(2)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- 1)添農薬 トルフェンピラド
- 2)動物用医薬品 トルトラズリル

- ・厚生労働省からの説明。
- ・トルフェンピラドについては、農薬専門調査会において審議を行うこととされた。
- ・トルトラズリルについては、動物用医薬品専門調査会において審議を行うこととされた。

<参考>

- 1)殺虫剤で、はくさい、なす、みかん等に使用し、サラダ菜、ピーマン、ミニトマト等への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値も設定されています。
- 2)駆虫剤で、鶏、七面鳥、豚及び牛等で使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値も設定されています。

(3)添加物専門調査会における審議状況について

- 1)「イソブタナール」に関する意見・情報の募集について

- ・事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

- 1)香料で、果物や野菜などの香気成分として食品に天然に含まれており、欧米等では焼き菓子、清涼飲料等様々な加工食品に添加されています。

(4)農薬専門調査会における審議状況について

- 1)「クロチアニジン」に関する意見・情報の募集について
- 2)「ビフェナゼート」に関する意見・情報の募集について

- ・事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

- 1)殺虫剤で、水稻、だいこん、トマト等に使用し、はくさい、ブロッコリー、アスパラガス等への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値も設定されています。
- 2)殺虫剤(殺ダニ剤)で、トマト、きゅうり、りんご等に使用し、うめ、さといも、やまいも等への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値も設定されています。

(5)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

- 1)農薬 ノバルロンに係る食品健康影響評価について
- 2)農薬 フルベンジアミドに係る食品健康影響評価について
- 3)農薬 ボスカリドに係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「ノバルロンの1日摂取許容量(ADI)を0.011mg/kg体重/日、フルベンジアミドのADIを0.017mg/kg体重/日、ボスカリドのADIを0.044mg/kg体重/日と設定する」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

<参考>

- 1) 殺虫剤で、トマト、なす、きゃべつに使用し、てんさいへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値も設定されています。
- 2) 殺虫剤として新規に評価を実施しました。大豆、レタス、りんご等の残留基準値設定のため、リスク評価を実施しました。
- 3) 殺虫剤で、いちご、なす、りんごに使用し、ピーマン、ミニトマト等への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値も設定されています。

(6) 食品安全モニターからの報告(平成18年9月分)について

食品安全モニターから9月中に報告された48件について事務局から報告。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 プライバシーポリシー